

「公共調達に関するプロジェクトチーム」設置要綱改正（案）

1 設置の目的

公共調達をめくり、都道府県が関与した事件が発生していることに鑑み、この再発防止に努めるため、地方自治体の公共調達に関する問題点や課題を整理し、各都道府県における公共調達システム刷新に向けた取組に資するべく、緊急且つ臨時に、会長直属の組織として、「公共調達に関するプロジェクトチーム」を設置する。

2 組織

(1) プロジェクトチームの座長は、会長が指名する。

(2) プロジェクトチームの座長以外のメンバーは、座長が指名する。

メンバーは以下の5名とする。

埼玉県知事 上田 清司（座長）

岩手県知事 増田 寛也

山形県知事 齋藤 弘

大阪府知事 太田 房江

佐賀県知事 古川 康

(3) 座長は、会議を主宰し、プロジェクトチームを代表する。

(4) メンバー以外の知事は、会議に出席して意見を述べることができる。

(5) プロジェクトチームに幹事を置く。幹事は、メンバー県の関係部課長をもってこれに当てる。

3 アドバイザーの委嘱

プロジェクトチームは、「都道府県の公共調達改革に関する指針」(緊急報告)に基づき都道府県が取り組む改革の実施状況を評価・検証するため、有識者をアドバイザーとして委嘱することができる。

4 事務

プロジェクトチームの事務は、全国知事会事務局において処理する。

5 その他

この要綱に定めるもののほかプロジェクトチームの運営に必要な事項は、座長が別に定める。

6 施行

この要綱は、平成18年11月24日から施行する。

平成19年 4月 日改正